

2016年度事業計画書

特定非営利活動法人
大阪精神医療人権センター

第1 事業期間

2016年4月1日～2017年3月31日

第2 事業の実施方針

昨年度(2015年度)、当センターは、1985年11月の設立以来30周年という節目を迎えた。当センターは、設立以来、「精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献すること」を目的として掲げ、①「声をきく」投書、電話及び面会等による個別の相談活動、②「扉をひらく」精神科病院訪問活動、③「社会をかえる」精神障害者の人権擁護に関する問題提起や権利擁護システム構築のための政策提言等を積極的に行ってきた。

本年度は、これまで当センターが積み重ねてきた各種の活動をより一層拡充・深化させるために、個別相談スタッフを限定的に一部募集し、養成することにより、個別の相談活動を拡充し、より患者等の声をきくことができるための体制の基盤を整備し、権利擁護センターとしての役割を更に高め、その機能を充実させる。

また、訪問活動を大阪府のみならず、全国に広げるために、訪問活動の実施前後の情報共有及び報告書の意見交換を活発化させ、訪問活動の経験、ノウハウを整理し、効果的に外部に発信するための体制を構築する。これに加えて、より充実した訪問活動を実現するために、訪問活動の事前準備を徹底するとともに、報告書作成における役割分担を明確化する等報告書作成における課題整理及びその改善に努める。

さらに、2015年7月に取りまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行う場として、厚生労働省では「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」が開催され、精神保健医療福祉の在り方について議論されているが、当センターは強制入院や隔離・身体拘束の最小化の重要性を繰り返し訴え続けるとともに、本来求められるべき権利擁護システムの実現のために、世代を超えて様々な立場の人々が当センターの活動に参加し、意見交換できる場所を提供し、当センターの目的、ビジョンを積極的に発信する。

また、精神科病院に入院する認知症患者が増加している問題、隔離室や救急病棟の増加に伴い隔離、身体拘束が増え続けているという問題や2016年4月1日に施行された障害者差別解消法に関する事例研究等の新たな課題にも積極的に取り組み、社会から期待される活動に柔軟かつ積極的に取り組む予定である。

(※ここでいう「人権」とは、①精神障害者が他科と同水準の治療を受ける権利、イン

フォームド・コンセントなど治療に参加する権利、②入院中、最小限の規制しか受けられない権利、退院請求や処遇改善請求をする権利、③障害者（生活者）として入院してもできるだけ速やかに自分の地域に帰り、地域で必要なケアを受けて生活する権利、差別されない権利等をさす。）

第3 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 投書または電話による相談事業

- ① 電話相談は、当法人事務所において、毎週2回以上、原則として午後2時から5時まで、主として精神科病院に入院中の方を対象に行う。外泊中の方も含む。それ以外の方（通院中の方も含む。）についても、可能な限り随時工夫して行う。また、WEB上から電話相談の申し込みをできるようにする（※公益社団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団助成事業）。
- ② 入院中で金銭を所持していない方のうち、希望する方にはテレホンカードを無償で配布する。
- ③ 投書またはメールによる相談は、随時行う。

(2) 精神科病院・社会復帰施設等への訪問・面会活動

精神科病院に入院中の患者の権利擁護の実現のためには、外部の「権利擁護者」が頻繁に病棟を訪問すること、あるいは病院に常駐する制度が必要であると主張してきた。しかし、2013年の精神保健福祉法改正に向けて、厚生労働省の委員会で検討されてきた「代弁者制度」は、附帯決議に書かかれるにとどまった。上記のような議論の停滞状況を打ち破るためにも、本年度も、強制入院や隔離・身体拘束の最小化の重要性を繰り返し訴え続けるとともに、本来求められるべき権利擁護システムを検討するうえで不可欠と思われる個別相談（投書、電話及び面会）や病院訪問等における権利擁護活動の生の情報等を提供することをより明確に意識しつつ、活動を展開する。

- ① 主として、精神科病院に入院中の方を対象に面会活動を適宜行う。面会活動の充実のために、人権センターニュースやWEB上でスタッフの募集を限定的に行い、養成のための研修を開催する。※公益社団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団助成事業
- ② 府立精神医療センター医療観察法病棟での権利擁護活動を行う。この活動では法律専門職である弁護士と当センターの職員が協力、連携し、より充実した権利擁護活動を実現する。
- ③ 「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会制度（療養環境サポーター活動）」に積極的に参加し、精神科病院の訪問、療養環境の視察と入院中の方からの聴き取り、協議会への報告書の提出・検討、病院への改善提案等を行

い、人権に配慮した精神科療養環境の実現を目ざす。

- ④ 2015年度は面会回数が増加したものの、まだ希望するすべての患者さんの面会を実現することができていない。中長期的な計画を策定し、将来的には、希望するすべての患者さんへ面会に行くことができるように、当センターの活動の基盤である面会活動の充実した体制を構築する。

(3) 啓発・広報活動

① 人権センターニュースの発行（偶数月）

今年度は、わかりやすくするため、デザイン等を改善する。また、様々なテーマで実践や研究をされている賛同者から原稿をいただき、賛同者企画の連載を開始する等記事の内容を充実させる。6月号は権利擁護制度についての特別号にする。※日本財団助成事業

② ホームページのリニューアル

個別相談を普及させるために、①個別相談を希望する方が当センターによりアクセスしやすいように、また、②個別相談に対応できるスタッフを広く募り、個別相談に容易に参加できる体制をつくるため、ウェブサイトの構築、改善を行う。※公益社団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団助成事業

③ ホームページ、ブログ、フェイスブックの充実

ホームページ、ブログ、フェイスブックを充実させ、利用者・市民にとってより分かりやすい情報発信を行い、問題提起、政策提言等を積極的に行っていく。

④ メルマガ「扉よひらけ」の発行（会員向け）月1～2回

⑤ 冊子「扉よひらけ⑦」、DVD「精神医療と権利擁護」の広報と販売

⑥ 講演会・シンポジウムの開催

ア) 定時総会・記念講演会

「『意思決定支援』と『権利擁護制度』の今後を考える
～求められる「権利擁護者」の実現に向けて～」

(2016年5月28日 エルおおさか大会議室) ※日本財団助成事業

イ) 設立31周年講演会

(2016年11月19日 エルおおさか南ホール)

ウ) 共催での講演会（予定）

- ・イタリアの精神保健に関する講演会（2016年9月24日 大阪弁護士会館）
- ・医療観察法に関する講演会 東京（2016年7月、11月 東京）
- ・医療観察法に関する講演会（2016年11月11日 大阪弁護士会館）
- ・精神科病院に入院する認知症患者の権利擁護に関する講演会（2017年3月）

⑦ 取材等の対応

随時行う。

(4) 調査研究活動

精神障害者の人権擁護および日常生活の質の向上のために必要とされる権利擁護システムの確立を目的とした調査研究活動を行う。

「大阪府精神科病院療養環境検討協議会」制度の下での病院訪問活動や、その他の病院訪問活動によって得られた情報あるいは情報公開条例に基づき開示された情報等を集約・分析して、その結果を公表していく。

また、2016年度前半は日本財団による助成で「精神科病院の療養環境の向上と入院患者のエンパワメント支援のためのボランティア養成事業」を行う。精神科病院への訪問面会活動をさらに充実させるために、権利擁護に関する講演会（5月）、権利擁護に関する発行物（人権センターニュース6月号）を作成する。

(5) 国・地方自治体への働きかけ

- ① 各種審議会等に参加し、精神障害者の人権擁護についての問題提起や政策提言を積極的に行う。
- ② 「大阪府精神科病院療養環境検討協議会」制度の下での病院訪問活動で得られた情報等を協議会に報告して検討し、人権に配慮した精神科医療体制の確立に向け、個々の病院への働きかけを行うとともに、行政に対しても積極的に提言していく。
- ③ 「地域移行支援型ホーム」（病院敷地内グループホーム）の問題について自治体の動き（設置できるような条例改正をしないか）に注目し、反対の声をあげていく。
- ④ 厚生労働省が開催している「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、精神保健福祉法の見直しが行われている。2013年の改正のために厚生労働省内に設置された検討会では、保護者制度の廃止や「代弁者制度」の導入等について議論された。しかし、実際の法改正においては強制入院、社会的入院の問題や入院患者の権利擁護システムについては置き去りにされた。当センターは、強制入院や隔離・身体拘束の最小化の重要性を繰り返し訴え続けるとともに、本来求められるべき権利擁護システムの実現に向けて積極的に政策提言を行う。
- ⑤ 障害者総合支援法の運用実態、障害者差別解消法について障害者権利条約の規定に合わせて提言を行い、適宜、事例研究等を行う。
- ⑥ 心神喪失者等医療観察法は、その施行前から精神障害者に対する差別と偏見を一層拡大するもので、法律として根本的欠陥を有しているため廃止されるべきであると指摘されてきた。法の運用実態をみると、まさにその根本的欠陥が様々な場面で露呈してきていること示している。同法の廃止を求める活動を諸団体と協力して行う。

(6) 講演会や研修等への講師派遣

- ① 大阪での病院訪問活動
- ② 精神科病院に入院中の患者の権利擁護
- ③ 障害者差別解消法の活用
- ④ 後見制度と意思決定支援
- ⑤ 権利擁護システムの実現に向けて
- ⑥ 精神保健福祉法の現状と課題
- ⑦ 退院請求、処遇改善請求及び精神医療審査会の実態

2. 収益事業

実施しない。

3. その他の事業

実施しない。

以 上